

第4章 計画推進に向けて

1 庁内推進体制の構築と運用

市長、副市長、教育長、自治区長、各部長等により組織する気仙沼市総合計画策定会議を中心に、計画推進に向け全庁的に取り組むとともに、目標の達成状況や取組の効果などについて、市民への分かりやすい広報に努めます。

また、本計画に基づく各種施策の着実かつ効率的・効果的な推進に向け、行政改革との連携を図り、重点的な予算の配分及び組織運営を進めます。

2 民間委員による「総合計画審議会」の設置・運営

民間委員により組織する総合計画審議会を設置・運営し、策定段階における意見反映とともに、策定後においても、適宜意見の把握を行い、計画の効果的推進を図ります。

3 市民の意見反映

策定段階において、パブリックコメントを実施するとともに、策定後においても、計画の進捗状況を分かりやすく公表し意見の把握に努めるなど、市民の意見反映に努めます。

4 議会との連携

策定段階での説明と意見の反映に努めるとともに、計画策定後においても、目標の達成状況や施策の進捗等について適宜の説明・報告をするなど、議会と密接に連携を図りながら、一体となって計画を推進します。

5 進捗状況の定期的な公表と計画の推進

計画の進捗状況等を市広報やホームページ等を活用し、市民に分かりやすく定期的に公表するとともに、意見等を踏まえながら、計画推進に万全を期してまいります。